Ⅰ．新型コロナウイルス感染症対策について

⑷　警察問題

新型コロナウイルスの感染拡大に乗じた詐欺犯罪についてお尋ねします。

「先が見通せずに困っている国民への励ましと連帯のメッセージとしての大事な特別定額給付金」ですが、6 月 7 日までに、県内の消費者センターに寄せられた特別定額給付金に関連した詐欺とみられる相談件数が 13 件上がっていると聞き及んでいます。

そこで、まず特別定額給付金などを狙う特殊詐欺について具体的にどのような対策を講じているのか、知事にお尋ねします。

新聞によると「本県においても福岡市職員をかたる男女が民家を訪問し、特別定額給付金の手続きを装い『通帳を見せてくれたら給付金が早急に振り込まれる』などとうそを言い、通帳などをだまし取ろうとした」と報道されていました。

こうした事態に対し、警察庁は、「給付金の詐欺に注意」などと注意喚起を促していますが、今後、この手の詐欺は間違いなく増加すると危惧しています。

そこで、警察本部長にお尋ねします。

1. 福岡県内の特別給付金を含む新型コロナウイルス詐欺被害の現状をお示しください。
2. 景気の先の見通しが立たず、企業倒産等での失業者の増加が心配される中、治安の悪化や犯罪の増加が危惧されます。県警察の今後の新型コロナウイルスに関連した詐欺被害防止への取り組みをお聞かせください。
3. ニセ電話詐欺は、職のない若者が、犯罪の自覚なしで俗にいう「受け子」「出し子」などとして加担し、加害者になるケースも多く聞きます。そこで、このような若者をニセ電話詐欺の犯行に加担させないための取り組みについてお聞かせください。
4. 最後に、ニセ電話詐欺の根絶にむけた警察本部長の決意をお聞きかせ下さい。

【小川知事の答弁】

◆特別定額給付金を狙う詐欺への対策について

県内の消費生活センターには、給付金の代理申請を行うための手数料を求められたり、個人情報を聞き出そうとする不審電話がかかってきたといった相談が寄せられており、県では、国、県警察と連携し、その被害の未然防止に取り組んでいます。

具体的には、行政機関が給付金の受給にあたって、手数料の振込みを求めること、暗証番号などの個人情報を聞くこと、ATM の操作をお願いすることは絶対にないことなどを呼びかける啓発チラシを作成し、市町村に対し、給付金申請書への同封、ホームページへの掲載、窓口での配布などによる住民への周知を依頼するとともに、県内の金融機関に対しても、チラシの配布を依頼しました。

また、県においても、出先機関の窓口で、チラシを配布するほか、広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオを通じて、具体の手口やその対処法を紹介し、注意喚起をしています。

これに加え、県消費生活センターでは、県民の皆さまが不安を感じた時に、すぐに相談に応じ、アドバイスができるよう、平日に加え、土曜、日曜も電話相談を受け付けています。

【福田警察本部長の答弁】

◆特定給付金を含む新型コロナウイルス詐欺被害の現状について

県警察では、新型コロナウイルスに関連した詐欺は、5 月末現在で、警察相談を含めて 41 件を確認しています。

このうち、特別定額給付金に関連するものについては、16 件を確認していますが、いずれも未遂にとどまっており、実害に至っていません。

県内では、実在する宅配事業者や携帯電話事業者、金融機関等を装って電子メール等を送り、受信者を偽のウェブサイトに誘導し、ID・パスワード、クレジットカード番号等を盗み取る、いわゆるフィッシング詐欺に関連する相談が増加傾向にあり、最近では、新型コロナウイルスや特別定額給付金等に便乗した不審なメール等に関する相談も寄せられています。

これらは、社会情勢に乗じた利用者心理につけ込んだ手口が特徴であり、今後の特別定額給付金の申請手続の進捗に伴い、これに乗じた詐欺の増加が懸念されることから、更なる対応が必要であると考えています。

◆県警察の今後の被害防止に向けた取り組み

県警察では、特別定額給付金に乗じた詐欺を含むこの種事案の被害を防止するため、自治体や関係機関と連携し、

・テレビ等のマスメディアを通じた情報発信、
・高齢者の方がよく利用される公民館、病院等の施設を通じた啓発チラシの活用
・在宅されている県民に向けたパトロール活動を通じたマイク広報や防災無線の活用
・市町村への情報提供

などの注意喚起を始めとする各種取り組みを実施しています。

6月1日から、県警察のホームページ内に、フィッシング詐欺に関する情報提供専用フォームを開設し、一般の方から提供を受けた情報を分析した上、偽サイトに対するより迅速・効果的な捜査活動はもとより、被害の未然防止を目的とした犯行手口のタイムリーな情報発信などの取り組みを実施しています。

6月中旬からは、県の緊急短期雇用創出事業で採用した職員により、県内の住宅地において、啓発チラシを投函し、県民に直接、注意喚起を行う広報啓発活動を実施します。

◆若者がニセ電話詐欺の犯行に加担しないための取り組み

これまでの検挙状況を見てみますと、ニセ電話詐欺の犯行グループが、インターネット等を通じて、10代、20代の若い世代を中心に、いわゆる「受け子」や「出し子」等と呼ばれる犯罪の実行役を勧誘している状況がうかがえます。

こうした犯行グループへの人的供給を遮断するため、これまで取り組んでいる、若者を対象としたニセ電話詐欺に加担させないための広報啓発活動に加え、インターネット上における悪質な勧誘と思われる書き込みに対しては、関係事業者等に働きかけ、書き込みの削除要請をするなど勧誘を防止す

る措置を講じるとともに、本年 4 月からは、ツイッター上で、県警公式アカウントから直接、警告や注意喚起を実施している。

◆ニセ電話詐欺の根絶に向けた本部長の決意

被害防止に向けた取り組みと共に、ニセ電話詐欺の予兆電話、いわゆるアポ電が多くかかり始めた地区に警察官を迅速かつ大量に投入し、不審者に対する先制的な職務質問を徹底するなど、発生実態に即した現場検挙活動を強化しています。

このような取り組みにより、ニセ電話詐欺による被害は、5 月末現在で認知件数が 84 件、被害額が約 1 億 4,000 万円と、いずれも前年の同時期と比べ、減少傾向にあるものの、依然として高水準で発生しており、新型コロナウイルスに関連した詐欺の増加も懸念されることから、予断を許さない状況にあると考えています。

今後も、全国や県内での被害実態や社会情勢の変化を踏まえ、「予防」と「検挙」の両面からニセ電話詐欺に対する各種取り組みを推進し、「県民の安全・安心の確保」に向けて、組織一丸となって取り組んでいきます。